

## 議第28号

**滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

**滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**

滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第18項を第19項とし、第11項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

- 11 滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年滋賀県条例第18号）による同条例第5条第1項の承認、同条例第16条第1項の脱退一時金の支給、同条例第20条第3項第2号もしくは第4項の届出または同条例第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。